

必ずお読みください！

注 意 書

令和7年4月1日から、沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の不動産等競売事件は那覇地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、本件は支部から那覇地方裁判所本庁に回付され、那覇地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（番号が5桁のもの）を記載した入札書を那覇地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は那覇地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「ナハチサイ」となっているもの）を利用し、那覇地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札保証金を支部に振り込んだ場合は無効となり、那覇地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関する問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 098-833-1422（直通）

【上記以外の問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 098-918-3328（直通）

令和2年4月1日に売却実施処分された分から制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

今回の入札開始分から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

1 暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

2 **住民票** (個人の場合)・**資格証明書** (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

3 宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

陳述書の記載についての注意

☐ ↑	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 (注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
-------------------------------	--

□のチェックは該当する者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がいる場合のみ行い、該当する者がいない場合には□にチェックをしないでください。

チェックを入れた場合は、別紙の「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要になります(陳述書の提出は必要)。

該当事項の記載が終了したら、必要書類のみを提出してください。

(入札方法に関する問い合わせ)

那覇地方裁判所執行官室 ☎098-833-1422

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 5日

那覇地方裁判所

裁判所書記官 横 山 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 1日 午前 9時00分から 令和 7年10月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月15日 午前 9時30分 場 所 那覇地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月19日 午前 9時45分 場 所 那覇地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 5日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1☆	1,980,000 1,584,000		396,000	2,781	0



物 件 目 録

☆1 所 在 宮古島市下地字洲鎌オホナ
地 番 682番2
地 目 畑
地 積 4939平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 1月16日

那覇地方裁判所平良支部

裁判所書記官 上 盛 恭 児

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 宮古島市下地字洲鎌オホナ |
| | 地 | 番 | 6 8 2 番 2 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4 9 3 9 平方メートル |



令和 6 年(又)第 4 号
令和 6 年 8 月 8 日受理
令和 年 月 日提出
6.10.28

現況調査報告書

(物件 1)

那覇地方裁判所平良支部

執行官 具 志 恒 則

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 宮古島市下地字洲鎌オホナ |
| | 地 | 番 | 6 8 2 番 2 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4 9 3 9 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 宮古島市下地字洲鎌ニシタナ子 |
| | 地 | 番 | 9 2 5 番 3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4 1 0 平方メートル |



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり				
住 居 表 示	(住居表示未実施)				付 近
土 地	物件 1				
現 況 地 目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☒ 畑 (物件 1) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐				
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者がサトウキビ畑等として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
そ の 他 の 事 項	☒ 宮古島市農業委員会の農地等の現況に係る照会に対する調査結果は次のとおり。 本件物件は、農振地域内の農用地区域内に存在し、現況地目は農地である。買い受けを希望する者は買受適格証明書の提出が必要である。小作人はない。 ☒ 本物件は南東側で里道に、南西側、北東側でいずれも農道に接している (評価人調査)。				
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 宮古島土地改良区の職員	1 本件土地の土地改良に伴う賦課金の滞納はありません。
☒ B (債務者の父)	1 私は、所有者Aの父です。 2 本件土地は、Aが主にサトウキビ畑として、一部は家庭菜園規模の畑として使用しています。 同物件中にあるビニールハウス自体は、現在使用されておらず骨組のみ残っている状況です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、別紙図面及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件の占有関係は現場の状況、関係人の陳述等を考慮して本報告書のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年8月9日 10:00-10:10	那覇地方裁判所執行 官室	農地照会 (6.9.5調査結果受領)
6年8月13日 10:00-10:10	那覇地方法務局	登記簿謄本入手
6年9月2日 10:45-11:20	物件所在地	立入調査, 写真撮影 宮古島土地改良区の職員から聴取 (電話)
6年10月8日 14:00-14:20	債務者の父の居所 (宮古島市下地字洲 鎌)	債務者の父と面談のうえ占有調査
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

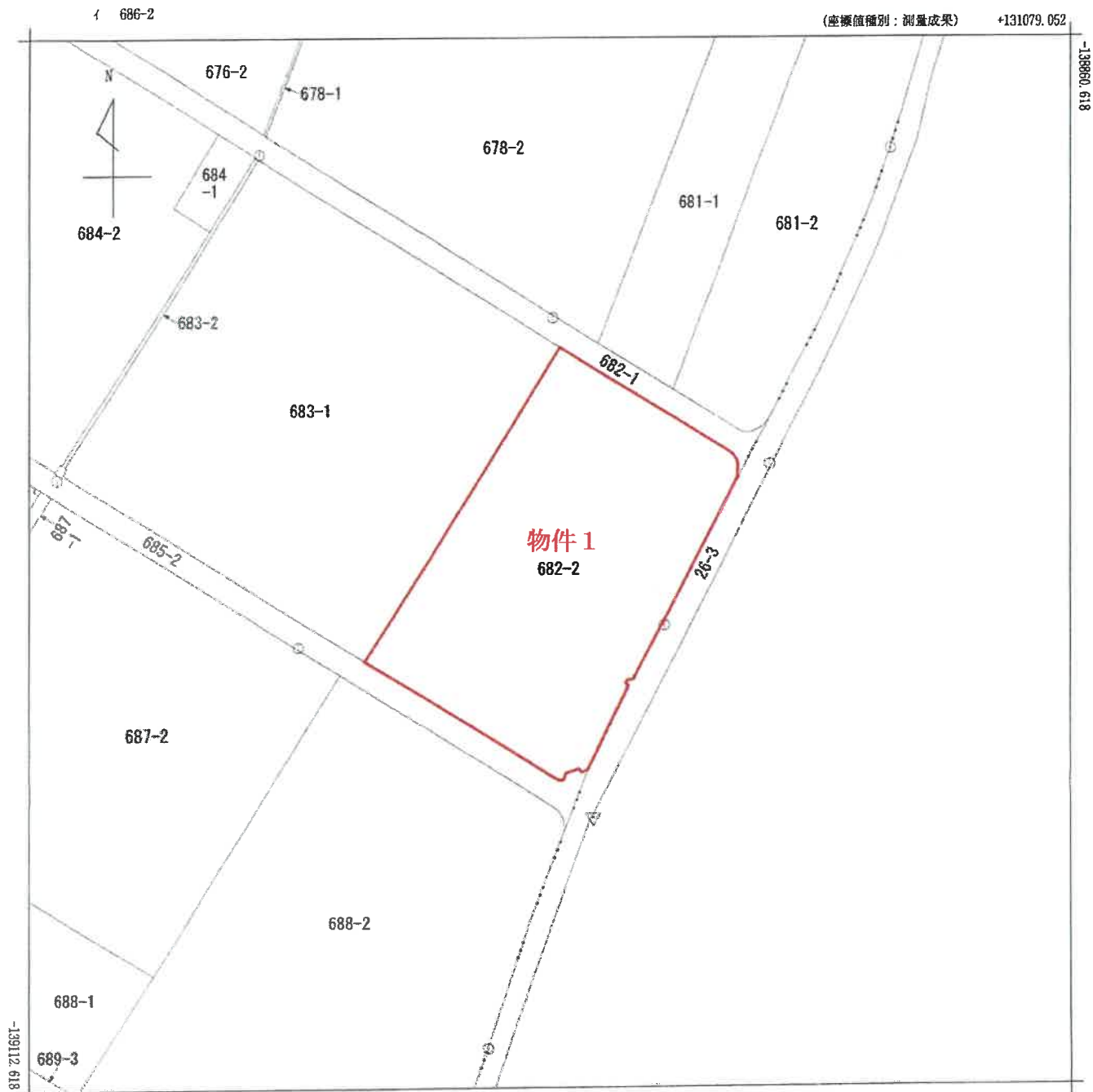
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

[公図写]



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(miyakojima2008.par)による修正がされています。

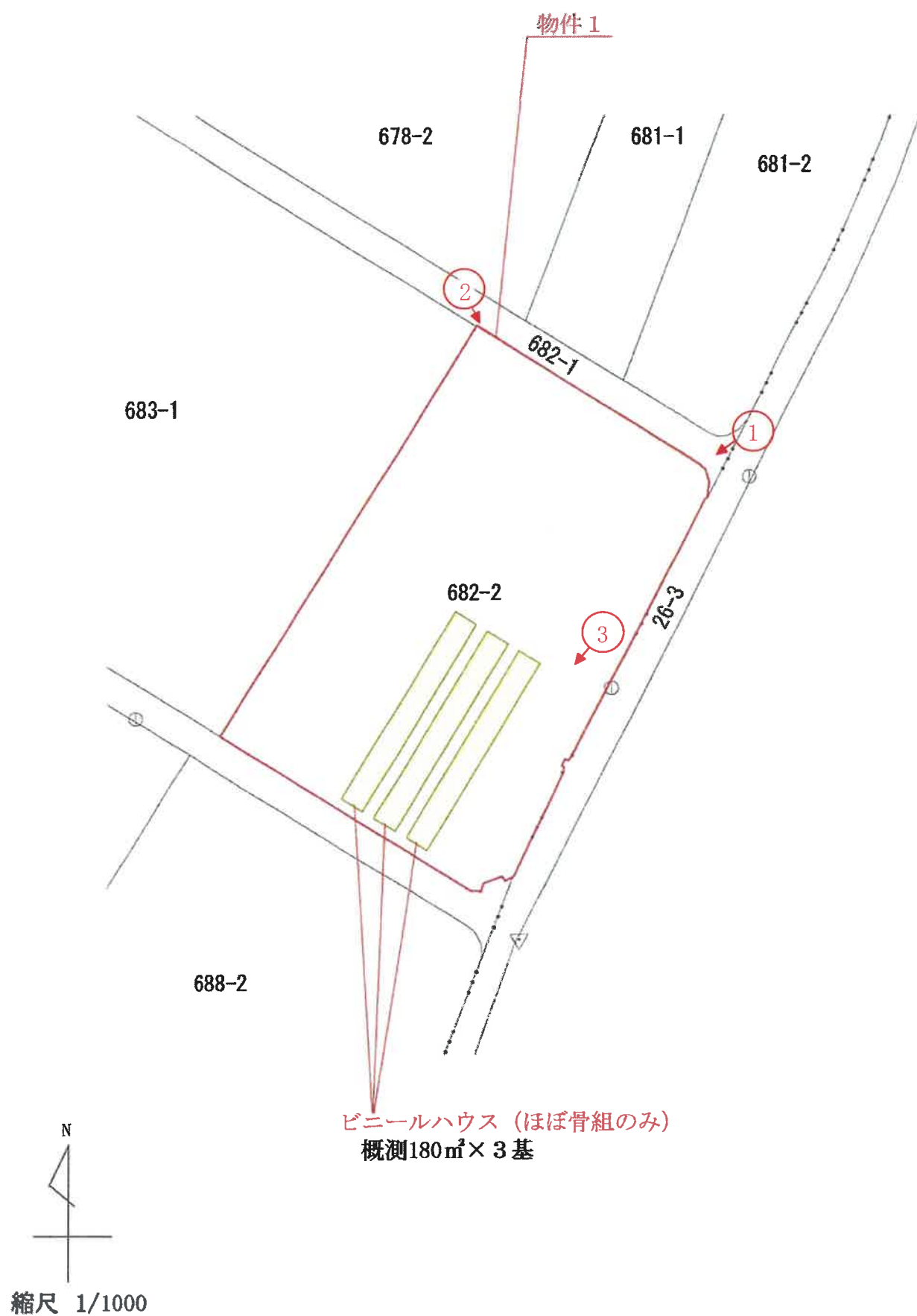
地番区域見出
下地字洲鎌

請 求 部 分	所 在 宮古島市下地字洲鎌オホナ					地 番 682番2				
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X VI	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成28年3月				備 付 年 月 日 (原 図)	平成28年12月9日			補 記 事 項	

A 3 → A 4 に縮小

[土地利用関係図]

写真撮影方向



物件1



1

同上



2

物件1



3

物件1にあるビニールハウス



4

物件1にあるビニールハウス



5

同上



6

副 本

令和 6 年（ヌ）第 4 号
令和 6 年 9 月 2 日現地調査
令和 6 年 10 月 25 日評 価

那覇地方裁判所平良支部 御中

評 価 書

(物件 1)

評価人 不動産鑑定士
伴 清 敬 印

第1 評価額

物件 1(土地)	金 1,980,000 円
----------	---------------

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	宮古島市下地字洲鎌オホナ 682 番 2 畑 4939 m ²	「特記事項」 記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	・数量については、現地の状況等により正確に確認できないが、登記所備え付けの地図と現地における状況が概ね符合するので、登記事項証明書記載の地積を採用して評価した。 ・農業委員会の調査結果では、農用地区域内の「農地」であるとのこと。 (買受人は買受適格証明を要する。)		
住居表示		未実施	

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通 (道路距離)	最寄バス停「嘉手苅」の西方、道路距離 850m(徒歩約 11 分) (別添位置図参照)	
付近の状況	宮古島の南西部、宮古空港ターミナルから南方約 4.4 km（直線距離）に位置する。物件1の近隣地域は、土地改良のなされた畑地地域である。 なお、地域環境等が大きく変化する要因はなく、今後とも現状のまま推移するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制内容)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 未指定 60% 200% なし -
画地条件	地積：4,939 m² 形状：ほぼ長方形 間口：約 85m 奥行：約 55m その他：特になし	
接面道路の状況	南東側 幅員約 5m舗装里道 南西側 幅員約 5m舗装農道 北東側 幅員約 5m舗装農道	
土地の 利用状況等	当該物件はサトウキビ畑等として利用されている。 権利関係については「現況調査報告書」記載のとおり。	
自然的条件	地勢：ほぼ平坦 日照：普通 土壌の状態：普通	
特記事項	・土地上にほぼ骨組のみとなったビニールハウスが存する。 ・現地調査及び官公署からの公表資料を調査した範囲では、土壌汚染をうかがわせる事実は認められず、また埋蔵文化財の存する可能性は低いと判断した。 ・当該物件は農地法上の農地であるので、買受人は買受適格証明を要する。	

第5 評価額算出の過程

物件1は農用地であり、下記のとおり評価額を決定する。

農地標準地価格に基づき当該地域の標準画地価格を査定し、当該物件の個別的要因を勘案し、更に競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	標準 画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市場 修 正 カ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	620	1.01	4,939	1.00	0.80	0.80	1,980,000

ア 標準画地価格 農地標準地「下地」の標準価格を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{標準価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 620 \text{ 円/㎡} \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \rightleftharpoons & 620 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

*時点修正：標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

*標準化補正：1.00（補正なし）

*地域格差：街路条件 交通接近条件 環境条件 行政的条件 地域格差
1.00 × 1.00 × 1.00 × 1.00 ≒ 1.00

イ 個 別 格 差：三方路 その他 個別格差
1.01 × 1.00 ≒ 1.01

ウ 地 積：登記事項証明書記載の数量による。

エ 占有減価修正：修正不要と判断した。

オ 市 場 性 修 正：農地法上の制約があること、土地上にほぼ骨組のみとなったビニールハウスが存することから市場性の減退を考慮した。

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

標準地（農地）：下地

所 在：宮古島市下地字嘉手苅（地番省略）

価 格：620 円/㎡

最寄集落及び距離：嘉手苅集落 約 600m

価 格 時 点：令和 6 年 4 月 1 日

地 積：2700 ㎡

接 面 街 路：幅員約 5m農道、

法令上の制限等：非線引都市計画区域 農振農用地区域

地 域 の 概 要：土地改良された広大な畑地地域

第7 附属資料の表示

- 1 物件位置図
- 2 公図（写）
- 3 土地利用関係図
- 4 現況写真

（B I T用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照。）

以 上

[位置図]

物件 1

農地標準地-下地



[scale:1/15,000]

沖縄県「地形図」